

## 提供依頼書

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び同法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会（以下「協会」という。）への提供について、下記のとおり委託します。

- 1 健診実施機関は協会に対して、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって協会が必要と認める情報（以下「事業者健診情報」という。）を提出すること。その際、協会が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 1 の提出を行う際に、健診実施機関は協会に対して、高確法等の規定に基づき、当事業所の委託を受けて事業者健診情報を提供することを伝えること。
- 3 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

令和      年      月      日

所在地 事業所名 事業主名							
事業所記号 ※1							
担当者名				電話番号			
受診健診 機関名	名称					※2 健診 実施 月	月
	所在地						月
	名称						月
	所在地						月
	名称						月
	所在地						月

※1 資格情報のお知らせ等の氏名欄上部にある 7 桁または 8 桁の数字をご記入ください。

※2 健診実施月が複数月ある場合は「○～○月」、不定期（又は年間）の場合は、「通年」とご記入ください。

記入方法等については、裏面をご確認ください

# 記入例

# 提供依頼書

## 提供依頼書

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び同法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会（以下「協会」という。）への提供について、下記のとおり委

- 1 本書を行う所を指定し、健康診断を実施する事業所を指定し、健康診断を実施する事業所の委託を受けて事業者健診情報を提供することを伝えること。
- 2 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

令和 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名							
1	事業所記号						
担当者名			電話番号				
2	名称					3	健診実施月
	所在地						

1 事業所記号は、資格情報のお知らせ等に記載されています。

資格情報のお知らせ

記号 21700023 番号 21 枝番 00

氏名 協会 太郎

生年月日 昭和 61 年 1 月 22 日

資格取得年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

保険者番号 999999999

保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

2 40～74 歳までの被保険者の健診（生活習慣病予防健診を除く）の受診健診機関をご記入ください。

3 健診実施月が健診実施月が複数月ある場合は「〇～〇月」、不定期（又は年間）の場合は、「通年」とご記入ください。

### 《ご提供いただく検査項目(特定健診の項目)》

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、空腹時中性脂肪（又は随時中性脂肪）、HDL コレステロール、LDL コレステロール（又は non HDL コレステロール）、空腹時血糖又は HbA1c（NGSP 値）又は随時血糖（食後 3.5 時間未満を除く）、肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP））、尿検査（尿糖、尿たんぱく）、服薬歴、喫煙歴、既往歴及び自覚症状・他覚症状の有無

（参考）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）抜粋  
 第 150 条（保健事業及び福祉事業）  
 2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。  
 3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

（参考）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）抜粋  
 第 27 条（特定健康診査等に関する記録の提供）  
 2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。  
 3 前二項の規定により特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。